二　介護保険法附則第十一条の規定による概算納付金の額及び同法附則第十二条の規定による確定納付金の額の算定に係る率及び額

省令附則第五条第一項第二号イに規定する率（健康保険法（大正十一年法律第七十号）の規定による被保険者（ただし、同法第三条第二項の規定による日雇特例被保険者を除く。）に係る補正後第二号被保険者見込数を算定する場合の全国健康保険協会に係るものに限る。）	○・〇二一六六二二一
省令附則第五条第一項第二号イに規定する率（船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）の規定による被保険者に係る補正後第二号被保険者見込数を算定する場合の全国健康保険協会に係るものに限る。）	○・〇一二九〇六九六
省令附則第五条第一項第二号イに規定する率（健康保険法第三条第二項の規定による日雇特例被保険者に係る補正後第二号被保険者見込数を算定する場合の全国健康保険協会に係るものに限る。）	○・〇〇〇〇〇〇〇〇〇
省令附則第五条第一項第二号イに規定する率（健康保険組合に係るものに限る。）	○・〇一一八三六二七
省令附則第五条第一項第二号イに規定する率（共済組合又は日本私立学校振興・共済事業団に係るものに限る。）	○・〇〇〇〇〇〇〇〇〇
省令附則第六条第一項第二号イに規定する率（船員保険法の規定による被保険者（ただし、同法第三条第二項の規定による日雇特例被保険者を除く。）に係る補正後第二号被保険者見込数を算定する場合の全国健康保険協会に係るものに限る。）	一・〇〇〇〇六六四五
省令附則第六条第二項第二号に規定する率（船員保険法の規定による被保険者に係る第二号被保険者の見込数を算定する場合の全国健康保険協会に係るものに限る。）	一・〇〇〇〇〇〇〇〇
省令附則第六条第二項第二号に規定する率（健康保険法第三条第二項の規定による日雇特例被保険者に係る補正後第二号被保険者見込数を算定する場合の全国健康保険協会に係るものに限る。）	一・〇〇〇〇〇〇〇〇
省令附則第六条第二項第二号に規定する率（健康保険組合に係るものに限る。）	一・〇〇八一三一七九
省令附則第六条第二項第二号に規定する率（市町村（特別区を含む。）に係るものに限る。）	○・九九二六〇八二四
省令附則第六条第二項第二号に規定する率（国民健康保険組合に係るものに限る。）	一・〇〇〇〇〇〇〇〇
省令附則第六条第二項第二号に規定する率（共済組合又は日本私立学校振興・共済事業団に係るものに限る。）	○・九九七三七五六九
省令附則第七条に規定する補正後第二号被保険者一人当たり負担見込額	六五、一八〇円

○農林水産省告示第四百六十二号

農業近代化資金融通法（昭和三十六年法律第二百二号）第二条第三項第四号の規定に基づき、平成十四年六月二十一日農林水産省告示第千百八十二号（農業近代化資金融通法第二条第三項第四号の規定に基づき、同号の農林水産大臣が定める利率を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十八年二月十九日

農林水産大臣　森山　裕

「年六厘」を「年四厘」に改める。

附　則

1　この告示は、公布の日から施行する。

2　この告示の施行前に貸し付けられた農業近代化資金についての農業近代化資金融通法第二条第三項第四号の農林水産大臣が定める利率については、なお従前の例による。

○農林水産省告示第四百六十三号

農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）附則第十一項の規定に基づき、平成二十二年四月二十三日農林水産省告示第六百六十九号（農業経営基盤強化促進法附則第十一項の規定に基づき農林水産大臣が定める利率を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十八年二月十九日

農林水産大臣　森山　裕

「年六厘」を「年四厘」に改める。

附　則

1　この告示は、公布の日から施行する。

2　この告示の施行前に貸し付けられた資金についての農業経営基盤強化促進法附則第十一項の農林水産大臣が定める利率については、なお従前の例による。

○農林水産省告示第四百六十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十八年二月十九日

農林水産大臣　森山　裕

一　保安林の所在場所　和歌山県西牟婁郡すさみ町和深川字瀬の谷六三〇・字北添六三五の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、六四二、六五六の二、六五七、六六一、六六八、六七六、六七七の一、六七七の三、周参見字白口五一四五（次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及びすさみ町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第四百六十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十八年二月十九日

農林水産大臣　森山　裕

一　保安林の所在場所　和歌山県西牟婁郡すさみ町和深川字瀬の谷六二二・六二四・六二六の一（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及びすさみ町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第四百六十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十八年二月十九日

農林水産大臣　森山　裕

一　保安林の所在場所　和歌山県田辺市龍神村廣井原字向八六四から八六八まで、八六九の三、八六九の四、八六九の六、八六九の九

二　指定の目的　水源の涵養